

向精神薬卸売業者免許申請書類記載要領

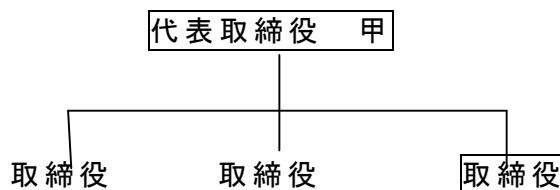
1 記載上の注意点

項目	注意点
申請者	業務所の開設者が申請者となるので、開設者が法人の場合は <u>代表者印</u> を押印してください。
千葉県収入証紙	千葉県収入証紙16,600円分(<u>収入印紙ではなく、健康福祉センター(保健所)、市町村役場等で販売している収入証紙</u>)を申請書に貼り付けてください。
診断書	法人の場合は「代表取締役」と「業務を行う役員」全員のもので、原則1ヶ月以内のものが必要になります。なお、 <u>診断書</u> については、同一人(法人)が同時に複数の免許を申請する場合には、一方に添付する診断書が原本であれば、他はコピーでも差し支えありません。

2 添付書類

- ・ 登記事項証明書
- ・ 画定図 (法人の場合のみ必要。「代表取締役」と「業務を行う役員」を指定した組織図。下図参照)
- ・ 診断書
- ・ 業務所の平面図 (向精神薬保管庫の設置場所を明示したもの)
- ・ 向精神薬保管庫の立体図 (鍵の位置等を記載したもの。写真でも可。)
- ・ 向精神薬取扱責任者設置(変更)届
- ・ 向精神薬取扱責任者の履歴書 (向精神薬取り扱い責任者が薬剤師以外の者の場合のみ必要。)

(画定図の記載例) 株式会社A (取締役4人) で、業務を行う役員が2名の場合。



で囲んだ者が業務を行う役員です。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 A

代表取締役 甲

3 提出先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1 千葉県健康福祉部薬務課企画指導室

電話 043-223-2620